

答 申 書
(答申第123号)
平成22年11月4日

1 審査会の結論

北海道苦情審査委員に係る公文書について、異議申立てのあった別紙1の2の表の「非開示とした部分」欄に掲げる各部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「苦情審査委員の昨年度の活動状況を知りたい。具体的に、何月何日に何時間働いたのか。月額報酬はいくらなのか。日額報酬はいくらなのか。履歴書が提出され知事の推薦を受けて議会が承認したのであろうからその履歴書も読みたい。自宅からの交通費補助はどうなっているの。調査の必要上発生した出張費についてはどのようになっているのか。そして、それら個々の法的根拠も知りたい。地方自治法や地方公務員法での位置づけのことである。」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して別紙1の1に掲げる公文書を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同条同項第2号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分のうち、別紙1の1(1)の公文書に係る記書の報酬額及び略歴書を非開示とした処分を取り消し、開示することを求めていることから、当該部分に係る処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 情報公開条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件処分において別紙1の1(1)の公文書に係る記書の報酬額及び略歴書を非開示とした理由を概ね次のとおり説明する。

記書の報酬額については、北海道苦情審査委員（以下「本件委員」という。）の月額報酬額、年間所要額及び年間所要額の計算式（以下「報酬額等」という。）が記載されたものであり、略歴書については本件委員個人の氏名、生年月日、現住所、電話番号、学歴、主な職歴、免許・資格及び賞罰が記載されたものであり、いずれも特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるため1号情報に該当する。

ウ 当審査会において、当該非開示情報について検討した結果は次のとおりである。

(ア) 本件委員の報酬額等

a 本件委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する道の非常勤特別職の公務員であり、非常勤特別職の報酬額は、北海道特

別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号。以下「給与条例」という。）第7条第1項及び別表第2に規定されており、教育委員会や公安委員会等行政委員会の委員、選挙長や選挙立会人（以下「行政委員等」という。）等報酬額を明記するものと、専門委員や附属機関の委員等報酬額の範囲を規定し、その範囲内において実施機関が決定するものがあり、本件委員は、同条例別表第2のその他の非常勤特別職のその他に区分され、専門委員等と同じく報酬額の範囲のみ規定されている。

- b 本件処分において非開示とされた報酬額等は、本件委員個人の所得に関する情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものと言えるが、一方、公務員の職種区分に応じた報酬額に関する支出基準等の処遇条件は、職務内容と報酬額を比較しその妥当性を判断することが必要なことから公表されるべきものとも言える。

そこで、処遇条件公表の必要性の観点から本件委員の報酬額等の開示について実施機関に説明を求めたところ、実施機関からは条例により報酬額が明記されている場合は既に公表されている情報であり開示するが、それ以外は個人情報であり非開示とする旨説明があった。

確かに、本件委員の報酬額は範囲のみ規定されているため、金額が公表されているものとは言えないが、公務員の処遇条件公表の必要性が条例の規定方法によって変わるものとは言えず、他の地方自治体においては、附属機関の委員や本件委員と類似した職の報酬額を条例に明記しているところもあることからすれば、実施機関が説明する条例の規定方法の違いをもって非開示とする理由を採用することはできない。

- c 次に、本件委員に係る処遇条件公表の必要性の観点から検討すると、本件委員は、北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）に基づき設置されており、その選任にあたっては、札幌弁護士会及び札幌家事調停協会から推薦を受けた弁護士及び家事調停委員の2名を実施機関が任命している。

職務内容は、同条例により道の機関の業務の執行に関し審査を行い、是正措置を講じる勧告や制度改善を求める意見表明をする権限が規定されており特別の職務内容を担っているものと言え、また同条例により業務を補佐する専門調査員が設置されていることや解嘱にあたっても一定の要件を有するなど、本件委員は、一定の独立性を持つ重要な地位にあるものと言える。

更に、本件委員の報酬額は給与条例で定められた範囲内において定額で定められており、本件委員個人の経験等個人的な要素が金額に反映しているものではなく、行政委員等と同様にその職に対して金額が定められているものと言える。

これらのことから、本件委員は行政委員等と同等の重要な職責にあるものと解するのが相当であり、行政委員等の報酬額が公開されていることからすれば、本件委員の報酬額は公表の必要性があるものと解するのが相当である。

したがって、本件委員に係る処遇条件公表の必要性を考慮すると、その報酬額等については通常他人に知られたいと認められるものではないことから、1号情報に該当しないものと判断する。

(イ) 略歴書

当該文書は、本件委員の任用にあたり本件委員個人から実施機関に提出された氏名、生年月日、現住所、電話番号、学歴、主な職歴、免許・資格及び賞罰が記載されたものであり、実施機関が主張するとおり一般にこのような情報は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる。

但し、当該文書を見分し、記載された情報を個々に検討すると、当該文書の表題、作成年月日及び表の項目名の記載は特定の個人が識別され得るものではなく、本件委員個人の氏名、職歴のうち弁護士や家事調停委員であること及び本件委員

として再任されたものであることの記載は本件処分において既に開示されている情報である。

また、本件委員個人は、前述のほか他の公職に就任しており、その選任にあたり、実施機関から生年月日、現住所、学歴及び主な職歴の一部が記載された議案を北海道議会に提出されていることが認められ、当該議案は何人でも閲覧できる情報であることから、これら公表されている情報については秘匿する利益を失うものと解するのが相当であり、通常他人に知られたいと認められるものとは言えない。

したがって、略歴書に係る別紙1の2の表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、1号情報には該当しないものと判断するが、その余については1号情報に該当するものと判断する。

以上のとおり、別紙1の2の表の「非開示とした部分」欄に掲げる各部分のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分については、1号情報には該当しないものと判断するが、その余については1号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年7月22日	○ 諮問書の受理（諮問番号367） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年7月26日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号367） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成22年8月25日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成22年9月22日 （第一部会）	○ 審議
平成22年10月20日 （第一部会）	○ 審議
平成22年11月1日 （第51回審査会）	○ 答申案審議
平成22年11月4日	○ 答申

別紙 1

1 公文書名

- (1) 北海道苦情審査委員の任用（再任）について（平成21年5月7日決定相談第93号）
- (2) 北海道苦情審査委員の勤務日、勤務時間等に関する要綱
- (3) 北海道苦情審査委員の勤務日及び勤務時間について
- (4) 平成21年度苦情審査委員及び専門調査員の勤務日割表
- (5) 苦情審査委員行事日程（平成21年4月）
- (6) 苦情審査委員行事日程（平成21年5月）
- (7) 苦情審査委員行事日程（平成21年6月）
- (8) 苦情審査委員行事日程（平成21年7月）
- (9) 苦情審査委員行事日程（平成21年8月）
- (10) 苦情審査委員行事日程（平成21年9月）
- (11) 苦情審査委員行事日程（平成21年10月）
- (12) 苦情審査委員行事日程（平成21年11月）
- (13) 苦情審査委員行事日程（平成21年12月）
- (14) 苦情審査委員行事日程（平成22年1月）
- (15) 苦情審査委員行事日程（平成22年2月）
- (16) 苦情審査委員行事日程（平成22年3月）
- (17) 旅行命令簿
- (18) 特別職非常勤職員の取扱要綱
- (19) 北海道公報

2 異議申立てに係る非開示とした部分、開示すべき部分及び非開示該当条項

対象公文書名	非開示とした部分	開示すべき部分	非開示該当条項
北海道苦情審査委員の任用（再任）について（平成21年5月7日決定相談第93号）	記書の報酬額	同左	情報公開条例第10条第1項第1号
	略歴書	<p>〇〇委員に係る略歴書のうち、現住所欄の1行12文字目から16文字目まで及び2行3文字目から15文字目まで、学歴欄の2行目及び3行17文字目から20文字目まで、主な職歴欄の2行目、3行8文字目及び9文字目、同行16文字目から26文字目まで並びに4行目、免許・資格欄並びに賞罰欄を除く全部</p> <p>-----</p> <p>〇〇委員に係る略歴書のうち、現住所欄の1行15文字目から18文字目まで及び2行3文字目から15文字目まで、学歴欄の1行目、2行15文字目から17文字目まで及び3行目、主な職歴欄の1行目及び2行目並びに4行目、免許・資格欄並びに賞罰欄を除く全部</p>	同上

※ 記号は文字数に含む。空白部分及び罫線は文字数及び行数に含めない。